

鳥インフルエンザ(H5N1) (Avian influenza (H5N1))

1 鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザは、鳥類がA型インフルエンザウイルスに感染して起こる病気です。鶏が感染した場合、ウイルスが持っている病原性の強さなどによって多様な症状を示します。病原性が強いウイルスの場合には、鶏は短期間に高率に死亡するものの、明瞭な症状や病変を示さない例もあります。一方で、不顕性感染や軽い元気消失のみで経過する病原性の弱いウイルスも存在します¹⁾。

ヒトは、感染した鳥やその排泄物、死体、臓器などに濃厚に接触することにより、鳥インフルエンザ(H5N1) (以下、ヒトに関する記載は、鳥インフルエンザ(H5N1)とする。)にまれに感染することがあります²⁾。

なお、「高病原性鳥インフルエンザ」とは、家きんに対して病原性の強いウイルス又は H5 若しくは H7 亜型のウイルスなど、家畜伝染病予防法で定められたウイルスによって起こる鳥インフルエンザを指します¹⁾。(この規定に基づけば、鳥インフルエンザ(H5N1)は高病原性鳥インフルエンザに該当することとなります。)したがって、ここで「高病原性」とは鳥に対する病原性を示していることとなります³⁾。

(1) 原因微生物の概要

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いにより大きく A、B、C の 3 つの型に分類されますが、鳥インフルエンザウイルスは A 型に属します。A 型インフルエンザウイルスはヒトを含むほ乳類や鳥類に広く分布していますが、B 型と C 型のウイルスは鳥から分離されていません。

ヒトへの鳥インフルエンザウイルス(H5N1)の感染は、感染した家きん若しくは野生鳥などの体液・排泄物への濃厚な接触、又はこれらからの飛沫を吸入することによると考えられていますが、原因が不明な場合もあります⁵⁾。

(2) 原因(媒介)食品

世界保健機関(WHO)は、2005 年 11 月に「H5N1 鳥インフルエンザウイルスは、適切に調理された食品からヒトへと伝播することはない。このウイルスは熱に弱く、調理に用いる通常 of 温度(食品の全ての部位が 70°Cに到達)でこのウイルスは死滅する。今日まで、適切に調理され

1 た家きん類及び家きん類由来製品を食べてこの H5N1 亜型ウイルスにヒトが感染したというこ
2 とを示す証拠は何もない。たとえ調理する前の食材にこのウイルスが混入していたとしても同
3 様である。」⁴⁾と公表しており、2010 年 7 月末時点でも適切に調理された食品の摂取により、ヒト
4 が鳥インフルエンザ(H5N1)に感染した事例は報告されていません。

5 また、食品安全委員会では、2004 年 3 月 11 日に、「わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵
6 を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えている」
7 旨の食品安全委員会の考え方を公表しています。

9 (3) 感染症の症状

11 鳥インフルエンザ(H5N1)の症状は、軽症から急激な悪化により死に至る場合までさまざま
12 ですが、一般的には、概ね 2～8 日間の潜伏期間³⁾の後、突然の高熱(38℃以上)、咳などの
13 呼吸器症状を示す他、全身倦怠感、筋肉痛などの全身症状を伴います。その他、時に水様性
14 下痢、嘔吐、腹痛、胸痛などに加え、場合によっては出血(鼻、歯肉)、急性脳炎、肺炎、多臓器
15 不全などの症状が報告されています⁵⁾。

17 (4) 予防方法

19 鳥インフルエンザ(H5N1)の予防には、①鳥との接触を避け、むやみにさわらないこと、②生
20 きた鳥が売られている市場や養鶏場にむやみに近寄らないこと、③手洗いうがいの励行を心
21 がけることが必要です。特に鳥インフルエンザが流行している国や地域に行かれる方は、①か
22 ら③に加えて、鳥の解体・調理をしないことや十分に加熱されていない鳥肉及び卵を食べない
23 ようにすることが必要です²⁾。

24 なお、食品中のウイルスは調理に用いる通常の温度(食品の全ての部位が 70℃に到達)で
25 死滅します⁴⁾。

27 2 リスクに関する科学的知見

29 (1) 疫学(感染症の発生頻度・要因等)

31 1997 年香港において 3 歳の男の子が鶏由来の H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルス
32 (H5N1)に感染して死亡しました。この年、そのウイルスに 18 名が感染し、うち 6 名が死亡しまし

1 た。これは鳥インフルエンザウイルス(H5N1)がヒトに感染した最初の事例となりました⁶⁾。

2 現在までに高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)は、世界の広汎な地域(2010年8月現在、感
3 染国は計51か国)で膨大な数の家きんに流行していますが⁷⁾、ヒトでは2003年以降現在まで
4 の累計は505例、うち死亡例は300例となっています⁸⁾。(2010年8月31日現在)

5 6 (2) 我が国における食品の汚染実態

7
8 我が国においては、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)による食品汚染事例は報告されてい
9 ません。

10 なお、我が国において家きんに高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜伝染
11 病予防法に基づき、出荷制限区域(発生農場を中心とした半径5~30Kmの区域)内にある農
12 場の家きん等は、制限が解除されなければ出荷できなくなる⁹⁾ので、ウイルス汚染鶏卵や鶏肉
13 が市場に出回る可能性はほとんどありません。

14 15 3 我が国及び諸外国における最新の状況など

16 17 (1) 我が国の状況

18
19 我が国では、鳥インフルエンザウイルスによるヒトの感染症のうち、H5N1亜型ウイルスによ
20 るものは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく2類感染症
21 「鳥インフルエンザ(H5N1)」として指定されており、診断した医師は直ちに最寄りの保健所長に
22 届け出ることになっています¹⁰⁾。我が国では、これまでに鳥インフルエンザ(H5N1)を発症したヒ
23 トは確認されていません²⁾。

24 なお、家きんでは、2004年に山口県内で、国内では1925年の発生以来、79年ぶりの発生と
25 なる高病原性鳥インフルエンザの発生以降、2009年まで複数の県内で発生が認められていま
26 す。

27 28 (2) 諸外国の状況

1 ヒトでの鳥インフルエンザ(H5N1)感染確定症例は、インドネシア、ベトナム、エジプト、中国、
2 タイなど15カ国において認められており、2003年以降の現在までの累計は505例、うち死亡例
3 は300例に及んでいます⁹⁾。(2010年8月31日現在)

4 家きんでの高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発生は、ベトナム、タイ、エジプト、バングラ
5 ディシュ、インドネシア、ルーマニア、ロシアなどで報告されており、2003年以降現在までに51カ
6 国での発生を数えています⁷⁾。

7 8 4 参考文献

9
10 1) 農林水産省動物衛生研究所. 高病原性鳥インフルエンザのQ&A.

11 <http://ss.niah.affrc.go.jp/disease/poultry/toriinfluqa.html>

12 2) 厚生労働省. 鳥インフルエンザ. 鳥インフルエンザ(H5N1)について.

13 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

14 3) 世界保健機関(WHO). Media centre. Avian influenza (“bird flu”).

15 http://www.who.int/mediacentre/factsheets/avian_influenza/en/index.html

16 4) 世界保健機関(WHO). Global Alert and Response(GAR). Avian influenza Food safety issues.

17 http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/foodrisk2005_11_03/en/index.html

18 5) 国立感染症研究所 感染症情報センター. 鳥インフルエンザに関する Q&A(2006年12月).

19 http://idsc.nih.gov/jp/disease/avian_influenza/QA0612.html

20 6) Wright P. F., Neumann G. and Kawaoka y.. 48 Orthomyxoviruses. Field's Virology, Knipe
21 Howley. p.1691-1740(2007).

22 7) 国際獣疫事務局(OIE).Facts & Figures: Avian influenza.

23 http://www.oie.int/eng/info_ev/en_AI_factoids_2.htm

24 8) 世界保健機関(WHO). Avian influenza.

25 http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

26 9) 農林水産省. 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針.

27 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/hpaisisin.pdf

28 10) 厚生労働省. 感染症法に基づく医師及び獣医師の届け出について.

29 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>

30 11) 伊藤壽啓. 高病原性鳥インフルエンザ, 動物の感染症<第二班>, 近代出版. p.203
31 (2006).

32

1 注1)上記参考文献の URL は、平成 22 年(2010 年)8 月 31 日時点で確認したものです。情報を
2 掲載している各機関の都合により、URL が変更される場合がありますのでご注意ください。

3

4 注2)この食品媒介疾病に関する他の情報については、平成21年度食品安全確保総合調査
5 「食品により媒介される感染症等に関する文献調査」報告書(社団法人畜産技術協会作成)
6 もご参照ください。 <http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20100110001>

7